

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松江市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松江市長

公表日

令和5年10月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	<p>・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、子どものための教育・保育給付又は子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務において、特定個人情報ファイルを利用する。</p> <p>1 子どものための教育・保育給付に関する事務 ①認定又は変更の認定の申請の受理 ②申請に係る事実についての審査 ③申請に対する応答に関する事務 ④支給認定証に関する事務 ⑤届出(現況届)の受理 ⑥届出(現況届)に係る事実についての審査 ⑦届出(現況届)に対する応答に関する事務 ⑧職権による変更の認定 ⑨認定の取消し ⑩教育・保育給付に係る支給</p> <p>2 施設等利用給付認定及び施設等利用費に関する事務 ①認定又は変更の認定の申請の受理 ②申請に係る事実についての審査 ③申請に対する応答 ④教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査 ⑤届出(現況届)の受理 ⑥届出(現況届)に係る事実についての審査 ⑦届出(現況届)に対する応答 ⑧職権による変更の認定 ⑨認定の取消し ⑩施設等利用給付の支給</p> <p>※1①、1⑤については、窓口や郵送の他にサービス検索・電子申請機能及びスマート申請で申請を受領する。</p>
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、宛名システム、番号連携サーバー、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、保育所入所申請管理システム、スマート申請
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の94の項</p> <p>※別表第一の94の項に対応する主務省令で定めるもの</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 なし</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の116の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松江市子ども子育て部保育所幼稚園課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	松江市 総務部 総務課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 Tel.0852-55-5555(代表)
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	松江市 政策部 デジタル戦略課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 Tel.0852-55-5555(代表)
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる
----------	--------------------------

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	I-5-①部署	松江市健康福祉部子育て課	松江市子育て部子育て支援課	事後	
令和1年6月25日	I-5-②所属長の役職名	子育て課長 林 忠典	子育て支援課長	事後	
令和1年6月25日	IVリスク対策	—	(各項目追加)	事後	様式変更に伴う追加
令和2年9月25日	I-8 連絡先	松江市 政策部情報政策課	松江市 政策部情報統計課	事後	
令和2年9月25日	II-1 いつ時点の計数か	令和1年6月25日	令和2年9月1日	事後	
令和2年9月25日	II-2 いつ時点の計数か	令和1年6月25日	令和2年9月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月19日	I-1-② 事務の概要	<p>・子ども・子育て支援法に基づき、就学前児童の教育・保育給付の支給に必要な認定(利用者負担区分の決定)事務。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>(1) 子どものための教育・保育給付に係る支援認定(利用者負担区分の決定等)の</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申請受理 ② 申請に係る事実についての審査 ③ 申請に対する応答 ④ 変更申請の受理 ⑤ 変更申請に係る事実についての審査 ⑥ 変更申請に対する応答 ⑦ 職権による変更に係る事実についての審査 ⑧ 職権による変更に対する応答 <p>(2) 子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届け出及び書類の受理</p> <p>(3) 子どものための教育・保育給付に係る支給認定の</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 取り消しに係る事実についての審査 ② 取り消しに係る応答 ④ 子どものための教育・保育給付に係る支給認定証 ① 再交付申請の受理 ② 再交付申請に対する応答 	<p>・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、子どものための教育・保育給付又は子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務において、特定個人情報ファイルを利用する。</p> <p>1 子どものための教育・保育給付に関する事務</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 認定又は変更の認定の申請の受理 ② 申請に係る事実についての審査 ③ 申請に対する応答に関する事務 ④ 支給認定証に関する事務 ⑤ 届出(現況届)の受理 ⑥ 届出(現況届)に係る事実についての審査 ⑦ 届出(現況届)に対する応答に関する事務 ⑧ 職権による変更の認定 ⑨ 認定の取消し ⑩ 教育・保育給付に係る支給 <p>2 施設等利用給付認定及び施設等利用費に関する事務</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 認定又は変更の認定の申請の受理 ② 申請に係る事実についての審査 ③ 申請に対する応答 ④ 教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査 ⑤ 届出(現況届)の受理 ⑥ 届出(現況届)に係る事実についての審査 ⑦ 届出(現況届)に対する応答 ⑧ 職権による変更の認定 ⑨ 認定の取消し ⑩ 施設等利用給付の支給 <p>※1①、1⑤については、窓口や郵送の他にサービス検索・電子申請機能で申請を受領する。</p>	事前	
令和4年12月19日	I-1-③ システムの名称	子ども・子育て支援システム、宛名システム、番号連携サーバー、中間サーバー	子ども・子育て支援システム、宛名システム、番号連携サーバー、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和4年12月16日	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一の94の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の94の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月16日	I-4-② 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の116の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の116の項	事後	
令和4年12月16日	I-5-② 所属長の役職名	子育て支援課長	課長	事後	
令和4年12月16日	I-8 連絡先	松江市 政策部 情報統計課	松江市 政策部 デジタル戦略課	事後	
令和4年12月16日	II-1 いつの時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	
令和4年12月16日	II-2 いつの時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	
令和4年12月16日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)	<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input checked="" type="checkbox"/> 接続しない(提供)	事後	
令和4年12月16日	IV-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月5日	I-1-② 事務の概要	<p>・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、子どものための教育・保育給付又は子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務において、特定個人情報ファイルを利用する。</p> <p>1 子どものための教育・保育給付に関する事務 ①認定又は変更の認定の申請の受理 ②申請に係る事実についての審査 ③申請に対する応答に関する事務 ④支給認定証に関する事務 ⑤届出(現況届)の受理 ⑥届出(現況届)に係る事実についての審査 ⑦届出(現況届)に対する応答に関する事務 ⑧職権による変更の認定 ⑨認定の取消し ⑩教育・保育給付に係る支給</p> <p>2 施設等利用給付認定及び施設等利用費に関する事務 ①認定又は変更の認定の申請の受理 ②申請に係る事実についての審査 ③申請に対する応答 ④教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査 ⑤届出(現況届)の受理 ⑥届出(現況届)に係る事実についての審査 ⑦届出(現況届)に対する応答 ⑧職権による変更の認定 ⑨認定の取消し ⑩施設等利用給付の支給</p> <p>※1①、1⑤については、窓口や郵送の他にサービス検索・電子申請機能で申請を受領する。</p>	<p>・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、子どものための教育・保育給付又は子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務において、特定個人情報ファイルを利用する。</p> <p>1 子どものための教育・保育給付に関する事務 ①認定又は変更の認定の申請の受理 ②申請に係る事実についての審査 ③申請に対する応答に関する事務 ④支給認定証に関する事務 ⑤届出(現況届)の受理 ⑥届出(現況届)に係る事実についての審査 ⑦届出(現況届)に対する応答に関する事務 ⑧職権による変更の認定 ⑨認定の取消し ⑩教育・保育給付に係る支給</p> <p>2 施設等利用給付認定及び施設等利用費に関する事務 ①認定又は変更の認定の申請の受理 ②申請に係る事実についての審査 ③申請に対する応答 ④教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査 ⑤届出(現況届)の受理 ⑥届出(現況届)に係る事実についての審査 ⑦届出(現況届)に対する応答 ⑧職権による変更の認定 ⑨認定の取消し ⑩施設等利用給付の支給</p> <p>※1①、1⑤については、窓口や郵送の他にサービス検索・電子申請機能及びスマート申請で申請を受領する。</p>	事前	
令和5年10月5日	I-1-③ システムの名称	子ども・子育て支援システム、宛名システム、番号連携サーバー、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	子ども・子育て支援システム、宛名システム、番号連携サーバー、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、保育所入所申請管理システム、スマート申請	事前	
令和5年10月5日	I-5-① 部署	松江市子育て部子育て支援課	松江市こども子育て部保育所幼稚園課	事後	